

“安積開拓”とは？

郡山市と姉妹都市となった久留米市と鳥取市、そのつながりは安積開拓である。
安積開拓について見ていこう。

福島県による大槻原（開成山一帯）開墾

明治5年（1872）10月10日に、福島県は大蔵省に「開拓費御下渡願書」を提出した。
当時の福島県の県域は、現在の中通り地域である。

福島県は、大槻原（現在の開成山一帯）の開墾を実施した。旧二本松藩士族や
近隣の一般農民、郡山の商人が結社した「開成社」の小作人などが入植した。

「開成社」は、用水を確保するため用水池築造を行い、明治7年（1874）1月5日
に開成沼（現在の開成山公園グラウンド）が完成した。

福島県が行った大槻原開墾では、養蚕のための桑を栽培し、開墾地には桑畑
が広がった。明治9年（1876）4月7日に開拓村「桑野村」が誕生する。この福島県
による大槻原開墾が安積開拓の原点である。



旧福島県の図（十区に分割）
立岩家文書 郡山市歴史情報博物館所蔵
三県統合以前の旧福島県を描いたもの
現在の中通り地方が旧福島県。郡山市はこの図では七区となる。

開拓費御下渡願書
当県治下之儀兼テ申上置候通、四方ニ平原曠野多ク、造
化生々ノ氣屈シテイマタ仲兼候モノ、蓋十之三、四ニ居
可申候、皆是従前治体姑息ニ涉リ、所謂私領、飛地、或ハ代
官手代ナル者ヲ以テ犬牙交錯相治置候ユヘ、自然協同ノ
力不相生、又任シテ治功ヲ拡張スル者無之故ニ御座候、
就中安積郡大槻原ノ如キ郡山駅ノ裏面ヨリ直ニ那須
嶽ニ接シ、茫々數里ノ平無土性沃饒墾シテ良田ト成シ、
數万畝ヲ可得候、溝洫灌溉ノ便ヲ闕候ヘトモ、信達兩郡ニ
模擬シ（兩郡ノ民蚕桑ヲ業トシ、五、六月ノ間僅ニ五、六十日ノ辛
勤ヲ以、所生ノ利大凡三百万円ニ下ラス、皆是滿郊ノ桑
林畠地ヨリ相生シ申候）桑林野ニ昌ヘ繭糸屋ニ充テ候ハ、實ニ開明
富庶ノ一美壤ト相成可申、決シテ打棄可置場所ニ無之
候、尤モ其事不容易候ヘトモ、追々精力ヲ注ギ、合併元藩之
貫屬并遠近衍余ノ民ヲ誘聚シ、或ハ四隣ノ県ト申合せ、
其治内ノ貫屬等ヲ招來シ、勉テ人民ヲ繁殖仕候ハ、數
年ノ後費成ノ功ヲ奏スルヤ必然無疑候、特リ恨ム処ハ
財本生セス、逡巡シテ時日ヲ消磨スルノミニ御座候、依
之條款例則ノ如キハ不遠、精密取調差出可申、右方法御
検査ノ上、御差支無之候ハ、至急為試夫々手配致度候
ニ付、開拓財本トシテ差向金七千円御下渡被成下度、左
候得ハ、不取敢殖民墾土ノ基ヲ肇造シ、遂ニ微ヨリ大ニ
至リ、一際御趣意相貫候様可仕候、緩急臨時尚又願上候
哉モ難測候ヘトモ、何卒非常ノ御特評ヲ以前述願意御聞
届被成下度、呉々奉仰候以上
明治五年十月十日 福島県参事 山吉盛典
福島県令 安場保和
大蔵大輔井上馨殿

開拓費御下渡願書
「福島県史 政治部 県治（明治元－5年）」『福島県史料』（国立公文書館所蔵）より抜粋
読点「、」を加えた。原文細字2行の箇所を（ ）内1行とした。 ※信達＝信夫・安達

国営安積開墾事業

明治政府は、欧米諸国に対抗できる国にするため、殖産
興業政策を進めた。また、士族の生活が安定することも課
題のひとつであり、東北地方の開発と士族授産を行うこと
で課題の解決を図ろうとした。

開墾の適地として選ばれたのが安積郡対面原近傍諸原
野であった。開墾に合わせて、用水を確保するために猪苗
代湖から水を引く安積疏水開さく事業も行われた。

復命書
開墾地ノ事
其一 開墾地ハ、宮城、福島、栃木、三県下ニ於テ選択ス可キ命アリ、経歴ノ序ヲ
以テ他県モ併テ検査仕処、青森・三本木原、福島・対面原外四原野ハ、至極適當ノ
場所ニ有之、此ノ際ハ、先ツ対面原外諸原野ノ便否ヲ上陳仕候、右諸原野ノ義
ハ、便否相比較シテ便宜ニ属スルモノ、第一土地、（粘糠ノ質ニ乏シケレトモ、所謂壤質ニシテ細砂ヲ交ユ、
第二氣候（極寒三十度ヲ下ラス）、第三村落（周開皆村落ニ接ス）、第四山林（周開官私林アリ）、第五耕地ヲ孕ム、
第六一等道路及阿武隈川ニ接ス、第七水保チヨシ、其不便ニ属スルモノ、第一
薪炭、第二水利、然シテ水利ハ、先般報告ノ通、近傍ヨリ疏通スヘキ位置ヲ占メ、
且西北ニ山嶽駢立シテ、風寒ヲ遮リ、東南ニ道路、耕地、大河ヲ控ヘ、土地西北ニ
高ク、東南ニ低クシテ、陽氣ヲ受クルニ便アリ
其二 該地前条ノ如ク、正面ニ大河・国道ヲ控ヘ、東京、陸羽地方及海港ニ達ス
ルノ源アリ、西北一山脈ヲ隔テ、該地ノ背後、西南若松ヲ経テ新潟ニ通シ、北米
沢ヲ経テ秋田ニ達スル等、四方通達ノ位置自カラ備ハレリ、他日若シ陸羽開
墾ノ業アルニ際セハ、此ノ地ヲ根拠トスルニ足ルヘキナリ
附 此ノ地、実測ノ暇無之、只開墾ノ適否ト、移住人民ノ便否トヲ視察仕候迄ニ
有之候得共、開墾好適ノ地ト相察候（下略）
右復命仕候以上
明治十年四月十七日 内務七等属 南 一郎平
勅農局長松方正義殿

（南一郎平の）復命書
『安積疏水志 天』より抜粋
読点「、」中点「・」を加えた。
原文細字2行の箇所を（ ）内1行とした。